

教_{kyo}文_{bun}研_{ken}だより

CONTENTS



「コロナ禍における 外国人の子どもと家庭の状況」

横浜市立大学国際教養学部准教授（社会学） 坪谷美欧子

神奈川県教育文化研究所は、研究協議の場であるカリキュラム総合改革委員会において、これまでカリキュラムに関係する問題や学校がかかえる諸課題等について現場の先生方の報告を交えながら、議論を深めています。

現在、コロナ禍において多くの外国につながる生徒たちはさまざまな問題に直面しています。

そこで、今回の教文研だよりでは、社会学が専門の横浜市立大学の坪谷美欧子先生に外国につながる子どもたちを取り巻く諸問題を具体的な事例を交えて論じていただきました。



コロナ禍における 外国人の子どもと家庭の状況

横浜市立大学国際教養学部
准教授（社会学）

坪谷 美欧子

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大で、社会的なコミュニケーションの価値が大きく変容している。教育の領域においては、コロナ禍で失業や収入の減少など経済的にも打撃を受けやすい人たちが、とりわけ外国につながる子どもたちやその家族といった社会的弱者への目配りが必要である。ここでは、筆者がかかわる神奈川県内の高校や地域の学習教室での事例を中心に、外国につながる子どもとその家庭の状況を踏まえ

ながら、コロナ禍における外国人の子どもの学びについて考えていきたい。いま現場で起こっている価値観の変化を違和感とともに記録し、問題の解決につなげることが大切であろう。外国につながる子どもたちをこれからともに日本社会を構成する「市民」として位置づけ（角田2020）、成長を促すために改善すべき課題は少くない。

外国生まれの子どもたちは、長期間両親との別居の後に日本に呼び寄せられていることが多い。父か母が何年か先に来日し働き、生活にめどが立つと子どもが呼び寄せられるパターンがほとんどである。なかには、生まれてすぐに母国の祖父母や親族に預けられ、中学生くらいに呼び寄せられ、来日そのものに納得していない事例も数多く見られる。せっかく両親と一緒に

暮らせると期待したものの、慣れない日本での生活や勉強に困難を抱える子どもは少なくなく、日本語や教科学習、さらには進学や進路などの問題などが指摘されている。

2019年6月、日本語教育を推進することを目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行された。また、本法の基本理念にのっとり、2020年6月には、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も閣議決定で定められた。日本国内では初めて、日本語教育に関する法律と推進指針ができたことにより、国や自治体は日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有するとともに、必要な法制上の措置や財政上の措置を講じなければならない。しかし、日本語を母語としない子どもたちへの日本語教育内容・方法、また地方公共団体と教育委員会の連携などの具体性は乏しい。高校の学校現場においては、日本語入門レベルの生徒の増加や、それにとまなう生徒への指導に必要な日本語教育の専門的知識や人員不足が喫緊の課題となっており（阪本2019）、法律や指針は現場の状況を反映されたものとはいえない。

2. コロナ禍での外国につながる高校生たちの学び

ここからは、筆者が多文化教育コーディネーターとして関わる神奈川のある県立高校における今年度の休校期間中と休校明けの事例から、教育現場では何が起こっていたのかを紹介したい。

臨時休校中の県立高校では、Google Classroomなどを活用して課題提出をさせる方法が中心だったが、同校では以前より、Googleなどの教育ソフトやアプリを積極的に使用していたため、こうしたLMS（Learning Management System, 学習管理運営システム）への移行に関してはそれほど大きな問題はないようだった。しかし、日本語に不自由な生徒にとっては、通信環境やLMSの設定など、遠隔学習にすぐに適応できる生徒はわずかで、抵抗感のほうが強いようであった。そもそも日本語が不自由な状況で入学して、すぐに自分一人で課題提出を行うこと自体、大きな困難をとまなっていた。5月に入ると、日本語指導員（註1）がLMS上でビデオ会議を何度か開催したことで、男女に分けて数名が顔を見て直接話すことができたというが、全体としては、苦手な日本語でのビデオ

会話はなかなかハードルが高い様子だったという。ただし、こうした遠隔学習は、すでに対面で関係性を築いている場合や、反転学習を目的としての使用は効果的であることはわかってきているため、コロナ後も日本語や教科学習を充実するために併用するツールとして定着させても良いかもしれない。

この高校では、外国につながる生徒たちのために放課後の学習補習である「放課後学習サポート」を月2回ほど実施していたが、6月の休校明けのかれらの状況を心配して、校長の提案で必要なカウンセリング要素を含むものだとわかる「学習サポートケア」と1か月限定で名称を変え、生徒たちの抱える悩みを聞く体制を整えた。日本語のレベル別に週4回実施され、個々の悩みの聞き取りや日本語指導により重点が置かれることとなった。

おもに中国人とフィリピン人が多い同校では、例年であれば学年を越えての同国人どうしの関係性が成立しやすいが、今年度は1年生と2～3年とは別の時間で分散登校をしていたため、そのネットワークもすぐには作られなかった。母語による情報が回らないという点では、生徒たちにとっては不便な面もあっただろうが、例年だと先輩たちの話から、「放課後の学習補習は行かなくてもいい」「アルバイトをしてもいい」などの情報が回ってしまいアルバイトを入れてしまう生徒も少なくなかった。今年度は、そうした同国人どうしのネットワークが立ち遅れた分、教師の話を「素直に」聞き、1年生にとっては「放課後学習サポートには必ず行くものだ」「行けば日本語指導員の先生が教えてくれる」という雰囲気は強まり、現在もその流れは続いているという。現在でも高校内の外国につながる生徒たちの居場所になっており、サポートを受ける日でなくてもやって来る子が多いという例年には見られない様子もみられている。

また今年度は、1年生の部活動への入部率も高く、これらの環境はかれらの学習効果からみれば評価できるが、多くの外国につながる高校生が従事するアルバイトは感染が心配でほとんどがやっていない、もしくは仕事がみつからないといった要因があったことも看過できない。

全国レベルでの外国につながる高校生の高校卒業後の大学進学や就職の難しさは、以前より大きな課題となっている（文部科学省2019）。文科省によると、全国の日本語指導が必要な高

校生等の進路結果（以下、カッコ内は日本人の全高校生）は、中途退学率 9.6%（1.3%）、大学進学率 42.2%（71.1%）、非正規就職率 40.0%（4.3%）、進学も就職もしていない者の割合 18.2%（6.7%）となっており、日本人高校生の割合と比べて非常に厳しい状況となっている。もともと、進学や就職の試験や面接になかなか受からない、進学先が決まっても家庭の経済的な理由から学費が捻出できない、進学や就職に際しての在留資格の問題（註 2）などの上に、コロナの影響をより強く受けかねない。また、2020 年 7 月の日本語能力試験が中止となり、進路を見据えて受験予定をしていた 2～3 年生の生徒たちの目標も失われてしまった。しかし、同じような外国ルーツの先輩たちの進路についての体験談が Web 上で作成されたり（多文化ユース 2020）、ZOOM などのオンライン上で直接会って話を聞くなど、「コロナ時代」ならではの新しい動きもみられている。

3. 「国際家族」への影響

国際的な移住が子どもの教育に影響を与えるネガティブな要因として、不安定な在留資格、ひとり親世帯、両親の長時間労働などが挙げられるが（Kobayashi and Tsuboya 2020）、これらに加え、コロナ禍では母国にいる親族との往来や本人の一時帰国が叶わなくなっていることも深刻である。

県立高校の例だが、親子ともに日本滞在年数が短くなる傾向にある。そもそも両親のどちらかは日本生活が短い慣れしておらず、日本語ができない人が多いようである。感染拡大前までは、親子が長期間離れて暮らしていても、長期休暇などには日本と母国間での往来は頻繁だった。母国にいたときから両親の離婚であったり、家族が離れて暮らすことが常態化していたこうした「国際家族」にとっては、新型コロナウイルス感染症による海外との往来の制限が大きな痛手となっている。離れていてもいつでもスマートフォンなどのビデオ通話で話せる時代ではあるが、親子が直接会うことができない時間が長期にわたれば子どもたちへの心理面での影響は避けられないだろう。

コロナ禍で外国人労働者の失業や収入源も大きな問題となりつつある。親の失業・収入源の減少のほか、一家の「稼ぎ手」でもある高校生の生徒もアルバイトができていない状況も含め

れば、かれらの学習環境や進路に暗い影を落とすだろう。さらに、親の失業は子どもたちの在留資格にも影響を及ぼす。親の就労にともない与えられる「家族滞在」という在留資格の生徒たちは、親が失業したら日本にいられなくなり、かれらが日本で学び続けることもできず、母国に帰らないといけなくなるという非常に不安定な立場に置かれている。

神奈川県内の外国につながる子どもへの学習支援を行う教室の事例からは、コロナの感染拡大以降、教室に通っている子どもたちの親からの相談が増えてきているという。失業してしまい次の仕事を探すまでに、在留資格を延長するために保証人を探さなければならないなどの外国人特有の相談のほか、病院・通院、役所への書類提出、学校関係の通訳、離婚相談、トラブルなどの日常的な相談もよく寄せられるようになったらしい。ほかにも、パスポート更新の時期を迎えたが、東京の大使館まで行きたくても、感染が怖くて行けなくなってしまった事例なども増えている。自身の理由でキャンセルしてしまったため、再度大使館の予約を取らねばならないが、同じような人たちからの予約が殺到しており、なかなか更新手続きに行く予約が取れずパスポートの失効が迫っている、もしくは失効してしまったが在留カードも無効になってしまうのではないかという問い合わせも少なくない。コロナ禍は長期化する様相を呈しているため、今後も同様の事例があるだろう。

一方で、コロナ禍で新たに生まれる雇用もあるという。在日外国人の同国人どうしの SNS には、夜間の空港で行う飛行機の清掃・消毒の作業などの求人が出されており、日本人で従事する人が少ないためか給料は決して悪くはない仕事が紹介されているという。わたしたちが「新しい生活様式」のなかで暮らすことが可能なのは、一方ではエッセンシャル・ワーカーなどとして働かざるをえない人たち（大澤 2020：17）である外国人労働者の存在があることを忘れてはならない。

感染拡大が日本よりも深刻な国からは、新規で親族の呼び寄せの手続きを行う人たちも増えているという。特別定額給付金は外国籍住民にも支給されたが、外国籍住民の多い市区町村によっては多言語での通知も届いたし、同国人ネットワークや SNS でも拡散されていたようで、申請にあたってはそれほど混乱があったとは聞いていない。興味深かったのは、Go To トラベル

申請の相談で、南米日系人が自分の家族のルーツである地域へ一度も旅行に行っていないため、この機会に訪れたいので申請方法を教えてほしいという相談もあったという。

4. おわりに

人と人とが会う触れ合うことの価値が低く見積もられることにより、わたしたちの社会や価値観は様変わりした。「コロナ時代」において浮き彫りになった様々な危機の一方で、オンラインで可能になったことが増えるなど、プラスの側面も明らかになった。それでも、命の危険を前に、人間は監視社会をも容認してしまうおそれが指摘されている（大澤 2020 : 32）。

また、今回の感染症の拡大のような社会的な不安は、容易に差別的な行動や言動につながることも明らかになった。ウイルスの発生源、海外渡航歴の有無、外国人の感染者など、日々のニュースからは、特定の国・地域や民族に対して、差別や偏見の助長を招きかねない事象が多く、そのたびにかれらが肩身の狭い思いをしているのではないかと、外国にルーツを持つ子どもたちが差別の対象になってしまうのではないかと懸念される。加えて、正しい情報が伝わりにくかったり、保健所や医療機関の多言語による相談窓口の少なさなど、情報弱者でもあるかれらが見えない病への恐怖におびえながら日本で学んだり働くことの困難は想像に難くない。

「教育」という行為は、人と人とが物理的に近づくことなしには行えず、人間の自己認識とコミュニケーションを行う前提条件となる行為（大澤 2020 : 25）をためらう社会のなかでは、一層の困難がともなう。筆者の大学でも前期の授業はすべて遠隔で行われ、学生の課外活動についても全面禁止となり、Google ストリートビューによるバーチャル・フィールドワークで「お茶を濁して」みたり、学習支援教室にオンラインによる外国人の子どもの支援を申し出たものの子どもの抵抗感が強く実現できないなど、これまでは地域社会から学ぶことができていたゼミ生たちの学びにも制限が多くなってしまった。

「コロナとの共存」「ウィズコロナ」の社会はどうやら当初の予想より長期化の様相を呈している。学校が再開された際に感じた違和感や不充足感——今までと同じようにはできないこと

と新しい方法に慣れなくてはいけないこと——教員や大人たちはやることに追われ、「何事もなかった」かのように振舞おうとしてはいないだろうか。しかし、「何事もなかった」はずはなく、「新しい生活様式」という「あたりまえ」について今一度振り返り考える必要がある。そして、その「日常」や「あたりまえ」をともに生きる外国につながる子どもたちが、安心して生活や学習ができる社会を築かねばならない。

（註 1）2019 年の入管法の改正にともない、外国につながるのがある生徒の一層の増加が見込まれる中、神奈川県立高校での日本語指導などの支援を行うために、2020 年度から開始された。教育委員会の「日本語指導員配置等実施要綱」にもとづき、日本語指導教育能力検定試験などの有資格者が非常勤職員として採用されている。初年度の 2020 年度は県内 4 校に 1 名ずつ配置されている。

（註 2）「家族滞在」の在留資格では高卒生の就労は認められていなかったが、日本で義務教育を修了、就職先の内定、日本語能力試験 N2 程度の日本語能力、扶養者の在留などの要件を満たす場合には、2018 年以降「定住者」または「特定活動」といった就労が可能な在留資格の変更が認められるようになった（出入国在留管理庁 2020）。

引用文献

- Kobayashi, Hiromi and Mioko Tsuboya, 2020, "Social Resources and Challenges Related to the Schooling and Education of Immigrant Children at High Schools in Japan," *Journal of International Migration and Integration*, [Published online: 13 Jan. 2020, ahead of print], 1-16, DOI: 10.1007/s12134-019-00752-2.
- 文部科学省, 2019, 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」の結果について (https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569.htm).
- 阪本宏児, 2019, 「県立鶴見総合高校における『外国につながるのがある生徒』の現状と課題」配布資料, いのくら第54回総合分科会.
- 出入国在留管理庁, 2020, 『「家族滞在」の在留資格をもって在留し、本邦で高等学校卒業後に本邦での就労を希望する方へ』 (http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00122.html).
- 角田仁, 2020, 「共に社会を構成する『市民』として位置づけるべき——外国につながる高校生の困難」『社会運動（特集 コロナ下のマイノリティ——子ども、生活困窮者、障がい者、外国人）』No.440, 76-90.
- 多文化ユースプロジェクト (<https://www.multyouth.com/multicultural/youth/articles/c19e5d4f-eaea-4baa-883a-01d7e65ad6fc>).
- 大澤真幸「ポストコロナの神的暴力」大澤真幸・國分功一郎, 2020, 『コロナ時代の哲学——ポストコロナのディストピアと生き抜く』左右社, 10-47.